

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則 新旧対照表

改正案

第一条 略

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

区	中学校	高等学校			徴収する額
		全日制課程	定時制課程	通信制課程	
分	部	幼稚園部	小学部及び中学部	高等部	千五百十円
		二百二十円	共済掛金の額の十分の五の額	千五百十円	

現行

第一条 略

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

区	中学校	高等学校			徴収する額
		全日制課程	定時制課程	通信制課程	
分	部	幼稚園部	小学部及び中学部	高等部	千五百十円
		二百二十円	共済掛金の額の十分の五の額	千五百十円	